

大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)

「定額減税補足給付金(不足額給付)」とは、以下の事情により、当初調整給付^(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

(注) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

支給要件 令和7年1月1日時点で大阪市にお住まいの方で、次のⅠ、Ⅱのいずれかに該当する方

Ⅰ 令和6年分所得税及び定額減税が確定したことで、本来給付すべき額(不足額給付時所要額)と、当初調整給付額(昨年支給分)との間で差額(不足)が生じた方に対して、その差額を支給

- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
 - 当初調整給付後に令和6年度分個人住民税所得割額が減少したことにより、「令和6年度個人住民税所得割(当初給付時)」>「令和6年度個人住民税所得割(不足額給付時)」となった方

イメージ(支給要件Ⅰ)

$$A \text{ 不足額給付時(令和7年)所要額} - B \text{ 当初給付時(令和6年)所要額} = C \text{ 不足額給付額(令和7年)}$$



Ⅱ 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯に該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円(※)を支給

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合や当初調整給付の対象であった場合等、一部例外があります。

- 例**
- 専従者の方
 - 合計所得金額48万円超の方

詳細は下記の専用ホームページをご覧ください。

お問合せ

大阪市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

平日のみ 9:00～18:00

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので、専用ホームページ等でご確認ください

TEL **0120-924-343** または **06-7638-7403**

おかけ間違いにご注意ください

FAX **0120-477-075** Eメール info7@osaka-bukkakoutou.jp

専用ホームページ <https://osaka-bukkakoutou.jp/fusokugaku/>

※お問合せの内容によっては、回答までに日数を要する場合があります。あらかじめご留意ください。



支給の手続きについて

大阪市において、支給要件に該当することが確認できた方へ、『支給のお知らせ』または『確認書』を順次お送りします。

(令和7年8月下旬頃までにお届けする予定です。)

ただし、下記のいずれかに該当する方は、申請が必要です。

- 令和6年1月2日以降に大阪市へ転入した方
- 専従者(本市において対象要件の確認ができない場合)※
- 令和6年度個人住民税において扶養親族として定額減税の対象となったものの、令和6年分所得税において専従者または合計所得金額48万円超で、定額減税前の令和6年分所得税額が0円の方※
- 令和6年度個人住民税において専従者または合計所得金額48万円超であり定額減税前の令和6年度個人住民税所得割額が0円であったが、令和6年分所得税において扶養親族として所得税の定額減税の対象となった方※
- 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税において専従者または合計所得金額48万円超の方のうち本人として当初調整給付(昨年支給分)の対象であり、定額減税前の令和6年分所得税額が0円の方※

※非課税世帯等向け給付金の対象世帯に該当する方を除く。

確認書

提出期限

令和7年10月31日(金)消印有効

オンライン申請

令和7年10月31日(金)17時までに申請完了

「支給のお知らせ」は原則、手続きは不要です。

申請方法

① 申請書の送付を依頼(受付期間 令和7年9月16日(火)まで)

コールセンター(☎0120-924-343 または 06-7638-7403)または、専用ホームページで申請書の送付を依頼してください。

② 申請書の作成・提出

【申請書を返送】(提出期限：令和7年9月22日(月)消印有効)

・届いた申請書に、必要事項の記入と必要書類を添付して、申請書に同封されている返信用封筒で送付してください。

【オンライン申請】(申請期限：令和7年9月22日(月)17時までに申請完了)

・専用ホームページからオンラインで申請することができます。
(オンライン申請には、届いた申請書に記載されている『お問合せ番号』が必要です)

オンライン申請はこちらから



《ご注意》

※申請には、本人確認書類や転入前市町村での当初調整給付額(昨年支給分)が確認できる書類など、添付が必要な書類があります。

※必要書類が添付されていない場合、審査を行うことができず、給付金は支給できません。

※提出された申請書に記入不備や書類不足があった場合は、郵送や電話等でご連絡しますが、指定する日までに記入不備や書類不足が解消しない場合は、給付金は支給できません。

※審査の結果、対象となる場合は10月下旬以降に「支給のお知らせ」をお送りします。

申請書提出期限 令和7年9月22日(月) 消印有効

大阪市定額減税補足給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

